

兵庫県勤労者山岳連盟遭難対策規定

1.前文

私たちは文学をたのしみ音楽に親しむように、スポーツも人間らしく生きる当然の権利と考え活動を進めている。現代社会では他の民主的な諸制度の拡大とともに国民の体育・スポーツ文化の普及と向上のために、国及び自治体がスポーツを楽しむ環境条件を整えることが必要だと主張してきた。

美しい四季と変化に富む山容をもつ我が国の山々は、古くから人々の生活と深く結びつき産業の発展と文化、芸術の伸展に貢献してきた。近代社会成立後スポーツアルピニズムが発生し岩と雪と氷を求める登山家を生み出した。近代社会の恩恵を受けるこれら登山家は新しい登山の分野を開拓し、山行形態、技術を承継・発展させたが、勝負と記録を競い誤った英雄主義と遭難を美化する風潮をもたらした。日本近代登山史はアルピニズムの追求と遭難の歴史でもあった。

現在、登山の分野には、ファミリーから中高年層までの多数の国民が参加している。また、登山の多様な発展にともない、事故の種類も加齢に伴う事故など、多様化してきている。

山の事故は人々が生活する日常の場と全くことなり、厳しい自然条件の中で生命の危険はもとより、肉体の損傷、その救出、救急処置、捜索など困難を極め、大量の人と莫大な費用を要し、とうてい当事者で賄うことが不可能な場合が多い。

「遭難は登山者の英知と技量と体力を超えた自然のなかで発生してもその原因は登山者の側にある。何故なら、登山者は日常の生活環境、賃金、休暇等の労働条件や、所属する山岳会の活動状況や遭難防止対策のあり方又は人生観や山に対する態度等、複雑な社会的背景を担って山に入っているからだ」

私たちは山での事故を防ぐために正しい登山思想に基づく安全登山の研究と科学的な技術の習得、事故防止の方法を自らの責務と課さなければならない。これらは教えあい学びあい高めあう集団の努力によって達成される。

山での事故を起こさぬための努力を義務づけ、万一起こした場合は仲間を大切にす連帯心と組織の力を発揮し損失の軽からんことを願うものです。

この規定の確定にあたっては働く者の登山運動の歴史的意識を自覚し関係する諸規定(則)が共有の財産として発展するように不断の努力をつくすことを確認する。

2.総則

- (1)この規定は遭難対策についての必要な事項を定め私たちの山行から事故をなくし、運動の発展に資することを目的とする。
- (2)この規定は、山行のあり方、救助組織、労山基金の各面より遭難問題に対処し、事故を起こさないという私たちの運動の目的を追求する。
- (3)県連安全対策委員会(以下同文)と兵庫県勤労者山岳連盟救助隊(以下「兵庫労山救助隊」)は、この規定に定められた活動を推進する。
- (4)県連安全対策委員会は各会遭難対策委員会を総括し、指導する
- (5)各会遭難対策委員会は、積雪期登山、岩登り、沢登りを伴う山行の内、近畿以遠の山行については、山行計画書を県連安全対策委員会へ提出し、検討を受けなければならない。ただし、県連安全対策委員会が必要と認めたものは、近畿内の山行であっても計画書を提出し、検討を受けなければいけない。
- (6)各会遭難対策委員会は県連安全対策委員会からの山行計画書について勧告を受けたとき

は勸告事項を尊重しなければならない。

3. 遭難対策基金

- (1) 山岳遭難事故防止活動及び発生した場合の物質的基礎として、遭難対策基金を設置する。
- (2) 遭難対策基金の財源は、一般会計の連盟費から振り替えるもの及び寄付金等とする。
- (3) 削除(第56回総会で削除を承認)
- (4) 削除(第39回総会で削除を承認)
- (5) 遭難対策基金は、各会の山行規定において、承認された山行での遭難においての捜索又は救助の費用として、最大一事故に対して積立額の1/3を事故を起こした会に貸し付けることができる。
- (6) 貸付期間、貸付金額、返済方法等は、常任理事でその都度決定し、総会で報告するものとする。
- (7) 貸付金は、無利子とする。
- (8) 遭難対策基金の管理は財政部が行うものとする。
- (9) 遭難対策基金は「特別会計」とし、年1回以上会計監査を受け総会に、結果を公表するものとする。

4. 兵庫労山救助隊

- (1) 県連安全対策委員会の下に兵庫労山救助隊を設置する。
- (2) 兵庫労山救助隊は、県連安全対策委員会と共同して捜索活動、救助活動、事故防止活動を行うものとする。
- (3) 兵庫労山救助隊は、各会から募った「救助隊員」「救助隊員事務部門」と連盟の理事をもって組織する。
- (4) 兵庫労山救助隊の役員として、隊長1名、副隊長2名、運営委員を若干名おく。
- (5) 兵庫労山救助隊の隊員等の任期は、2年ごとの更新とする。
- (6) 兵庫労山救助隊は県連安全対策委員会委員長又は理事長の出動要請によって出動する。
- (7) 出動は、原則として、各会の山行規定に基づき、承認された山行中の捜索、救助活動とする。
- (8) 兵庫労山救助隊の活動資金は、「遭難対策基金」の一部をもって充てる。
- (9) 兵庫労山救助隊の会計は、年1回以上会計監査を受け、結果を総会にて公表するものとする。
- (10) 「救助隊員」は労山基金(以下同文)に10口加入すること。
- (11) 救助活動、トレーニング等によって万が一事故が発生し、救助隊員が負傷した場合「労山基金」の保険金等をもって充てるものとし、これ以外の責任を負はないものとする。

5. 救助・捜索活動について

- (1) 山岳遭難事故が発生したときは、事故を起こした会が県連安全対策委員会委員長、又は、県連の留守宅へ連絡するものとする。
- (2) 山岳遭難事故が発生した場合、県連安全対策委員会委員長は、必要に応じて遭難対策本部を設けるものとする。
- (3) 事故を起こした会の要請により、県連安全対策委員会委員長又は理事長が必要と認めたと

きは、兵庫労山救助隊に出動を要請するものとする。

- (4)救助活動の要請がなされたら、救助隊長は、速やかに救助隊を組織し救助、捜索活動にあたるものとする。
- (5)初動捜査の費用は、救助隊の経費をもって立て替えるものとする。
- (6)県連安全対策委員会委員長等にかかる経費は、事故を起こした会もしくは、当事者が全額負担するものとする。
- (7)捜索活動の期限、中断、打ち切りについては、遭難対策本部がするものとする。遭難対策本部が設置されていないときは、県連安全対策委員会委員長が決断する。
- (8)救助・捜索活動の細目については、当面の運営方針として、別に定める。

6.付則

この規定の改廃は、総会によりおこなうものとし、出席者の過半集数の承認を得るものとする。
この規定は1995年6月18日より施行する。

(第32回総会にて兵庫県勤労者山岳連盟遭難対策規定(案)を一部修正)

2002年6月9日一部改正

2005年6月12日一部改正

2019年6月9日一部改正